



朝日町
公式LINE
はじめました



総人口：11,115人
男：5,544人
女：5,571人
世帯数：4,519世帯
(令和8年4月末現在)

町長 だより



皆さん、さわやかな5月を快適にお過ごしただけましたでしょうか。

さて、6月に入り、いよいよ“梅雨入り”の時期となります。最近では地球温暖化の影響を受けて梅雨の日数や雨量に大きな変化が生じておりますが、町といたしましては皆さまの“安全と安心”を確保するという観点から情報収集に努め、万全の対応がとれるように取り組んでまいります。

次に、今月は2日から11日までの予定で定例議会が開催されます。行政部門からは本年度予算の補正予算案、税条例の改正案等、合計8件をご審議いただくと共に、8名の議員から11件の町行政に関する

一般質問が提出されており、町と致しましても、それぞれのご質問に真摯に向き合い、丁寧な説明をさせていただきます所存です。

また、7日には、毎年恒例となっております男女共同参画映画祭が川越町の“あいあいホール”で開催されます。本事業は「男女共同参画週間」に合わせて県内各地で開催されており、朝日町・川越町においては、天海祐希主演の『老後の資金がありません！』が上映されます。映画を通じて家庭や地域、職場における男女共同参画について考えるきっかけとなることを期待しております。

結びに、気象庁から「今年の夏はエルニーニョ現象が発生する確率が高いものの、日本周辺の暑さは昨年同様に厳しくなり、“酷暑日”も発生する」との予想が発表されております。

先月も申し上げましたとおり、こまめな“水分・塩分の補給”と“休養”をとる等、熱中症対策を心がけていただきますようお願い申し上げます。

令和8年6月1日

町長 矢野純男

今月の表紙

園児がさつまいもの苗植えを行いました

5月13日（水）晴天のもと、あさひ園と老人クラブとの交流事業として、さつまいもの苗植えを行いました。老人クラブの方に植え方を教わり、丁寧に苗を植えていきました。園児たちは元気いっぱい挨拶をし、今から秋の収穫を楽しみにしている様子でした。



こころの健康づくりだより

【こころの健康のために】 テーマ：依存症について

依存症とは：

脳内に報酬（ごほうび）を求める回路ができあがり、コントロール喪失に陥ってしまい、ほどほどにできなくなる脳の病気とされています。ほとんどの場合、依存症の当事者は、自分は依存症だと気づくことはできません。

意志や気持ちで解決しようとしてもうまくいきませんし、何度やめようと決意しても条件が揃うとまたやってしまうということを繰り返します。また、家族が何かをしたから止めさせられるものでもありません。



依存症には主に「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。

「物質への依存」	「プロセスへの依存」
アルコールや薬物といった精神に依存する物質を原因とする依存症状のことを指します。 依存性のある物質の摂取を繰り返すことによって、以前と同じ量や回数では満足できなくなり、次第に使う量や回数が増えていき、使い続けなければ気が済まなくなり、自分でもコントロールできなくなってしまう（一部の物質依存では使う量が増えないこともあります）。	物質ではなく特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう症状のことを指します。

※共通していることは、繰り返す、より強い刺激を求める、やめようとしてもやめられない、いつも頭から離れないなどの特徴がだんだんと出てくることです。

依存症のことを考えるときに大事なのは、そのことによって本人や家族が苦痛を感じているのかどうか、生活に困りごとが生じているのかどうかということです。本人や家族が苦しんでいるのであれば、それは改善が必要な状態ですので、依存症に関する正しい知識を身に付け、適切な対応をとっていくことが必要といえます。

対応方法：

一人で抱え込まないでください。勇気をもって、専門の機関に相談しましょう！

専門医療機関やお近くの保健所、精神保健福祉センターといった行政機関に相談し、専門家から適切なアドバイスを得ながら回復に向かう方法があります。

また、依存症の問題を抱えた人同士でミーティングや情報交換を行いながら、回復を目指していく自助グループに参加するという方法やリハビリ施設を利用する方法もあります。

止め続けるためには、正直に自分の気持ちを言える場所があることや、孤立しないことが大切です。

依存症は誰でも陥る可能性のある病気であり、決して恥ずかしいものではありません。

本人や家族だけで抱え込まないで、早めに専門の機関に相談しましょう。

問い合わせ先

子育て健康課 TEL 377-5652

※厚労省「依存症対策」より引用、参考

厚労省、「依存症の理解を深めよう」
依存症の理解を深める普及啓発事業特設サイト



知っておきたい

薬のはなし



町では皆様に安心してお薬を使用していただくために、令和4年度から四日市薬剤師会と協力しながらお薬に関する情報をお伝えしています。

今回は“食中毒と薬”についてお伝えします。

梅雨の時期に気を付けたい食中毒と薬



四日市薬剤師会
薬剤師 橋本世李

梅雨の時期になると、気温や湿度が高くなり、食中毒が起こりやすくなります。

もし食中毒になってしまった場合、主な症状は下痢や嘔吐、腹痛などです。このような症状は、体の中に入った菌や毒素を外へ出そうとする体の防御反応でもあります。

そのため、自己判断で下痢止めの薬を使うと、原因となる菌を体内にとどめてしまう場合もあります。症状が強い場合や長く続く場合は、無理をせず医療機関を受診しましょう。

また、下痢や嘔吐があると体の水分が失われやすくなります。脱水を防ぐためにも、水分補給をこまめに行うことが大切です。経口補水液などを利用すると効率よく水分や電解質を補うことができ、回復が早まります。

食中毒を防ぐための日頃の心がげと、症状が出たときの適切な対応が大切です。お薬の使い方や体調について不安なことがあれば、どうぞお気軽に薬剤師へご相談ください。

健康手帳の交付について

○健康手帳とは

健康手帳とは、

特定健康診査・がん検診・歯周疾患検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診などの検（健）診の結果や、血圧・体重などの健康状態を記録できる手帳です。検（健）診などの記録は、本人または家族が記入してください。

ご自身の健康状態を記録していただき、医療を受ける時には、この手帳を医師もしくは歯科医師または薬剤師に見せるなど、健康を守るために役立ててください。

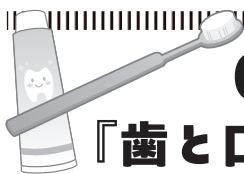
○健康手帳の交付について

子育て健康課の窓口で交付しています。

また、保健福祉センターで実施する集団がん検診時に交付しています。

ぜひご活用ください！

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652



6月4日～10日は 『歯と口の健康週間』です。

この週間は、歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的としています。

むし歯や歯周病は、食生活に気をつけて、丁寧なブラッシングでお口の中を清潔に保つことによって、進行を防ぐことができます。歯の表面だけでなく、歯と歯ぐきの境目を丁寧に磨くことがポイントです。できれば、半年に一度は、歯科検診を受けて、むし歯や歯周病の状態、お口の汚れなどをチェックしてもらうことをおすすめします。

歯みがきは 体を守る 最前線



●8020運動を進めよう
(80歳以上の高齢者の歯を20本以上持つこと)
●一生自分の歯で食べよう
●歯みがきで心と体を健やかに

歯と口の健康週間 令和8年6月4日～10日

主催：厚生労働省・文部科学省・日本歯科医師会・経済産業省・国土交通省・日本学術振興会
後援：日本歯科工業会・全日本アッシュ工業協同組合・日本歯科衛生士会

令和8年度

国民健康保険料率の改定について



国民健康保険の財政運営は、県全体で財政赤字を削減・解消すること、及び保険料水準の統一等を示した「三重県国民健康保険運営方針」に基づき行っています。

将来的には、三重県内のどこに住んでいても、所得や世帯構成が同じであれば保険料も同じになるよう、令和11年度までに一定の幅を設けたうえで標準保険料率への統一を目指しています。

朝日町では、三重県から示された令和11年度の標準保険料率へ段階的に近づくように令和8年度の国民健康保険料率を以下のとおり改定することとなりましたので、ご理解をお願いいたします。

また、国の法改正に伴う子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から従来の保険料に「子ども・子育て支援金分」が加算されます。この支援金については、子どもや子育て世帯を支援する施策の財源として活用されます。

●令和8年度の新しい保険料率

		医療分 国保に加入する すべての方		後期高齢者支援金分 国保に加入する すべての方		介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳未満の方		子ども・子育て支援金分 国保に加入する すべての方	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	4.80%	5.50%	2.26%	2.48%	1.82%	1.96%	—	0.14%
資産割額	固定資産税に対して	20.64%	18.60%	9.70%	8.67%	12.39%	10.30%	—	0.46%
均等割額	加入者1人あたり	30,400円	31,400円	13,800円	14,100円	14,000円	13,300円	—	1,000円*
平等割額	1世帯あたり	20,500円	19,400円	9,200円	8,100円	7,000円	6,400円	—	600円
賦課限度額		66万円	67万円	26万円	26万円	17万円	17万円	—	3万円

国保加入者（被保険者）の年齢等に応じて、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分それぞれで計算した額を合算し、国保加入者がいる世帯の世帯主（納付義務者）に賦課されます。

※18歳未満の被保険者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である者を含む）については、子ども・子育て支援金分の均等割が全額軽減されます。

均等割額・平等割額の軽減措置

世帯の総所得金額が、一定の基準以下の場合「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。今年度の軽減の基準については、納付通知書同封の文書「令和8年度 朝日町国民健康保険料のお知らせ」をご覧ください。

未就学児の均等割額の軽減措置

子育て世代の経済的負担軽減の観点より、令和4年度から未就学児の均等割額について2分の1が軽減されています。（上記の均等割額軽減措置が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額からさらに2分の1が軽減されています。）



問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

矯正相談 受付中

※自由診療です

- 大人の矯正 約19万8,000円~50万円程度 開咬
- 子供の矯正 約5万円程度からご提案（床矯正 片顎10万円程度）

有料広告掲載欄

歯科衛生士（正社員・パート）募集!
 週休2.5日/お休み充実! ★40代、50代の方も活躍中
 ★プランクがあっても大丈夫!!
 月給...29万~35万円以上 ★プライベートもゆとりをもって働けます。
★パート・アルバイト 同時募集中!
 時給 1,800円~2,000円
 まずはお気軽にお問い合わせください
☎0594-27-5454 昼食付き

院長 原田 聡

お気軽に、お電話ください

暑はらだ歯科クリニック
 桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日
☎0594-27-5454

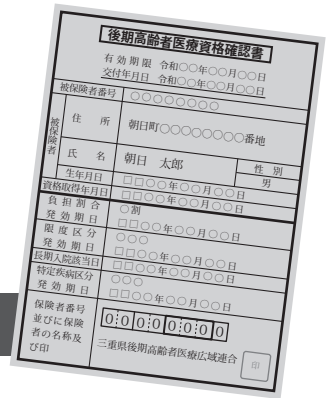
診療日

	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~13:30	○	○	×	○	×	○	×
午後 15:00~18:00	○	○	×	○	14:30-18:00	○	×

<休診日>
水曜・日曜
祝日

後期高齢者医療制度のお知らせ

若草色の「資格確認書」、もしくは「資格情報のお知らせ」を交付します



資格確認書、資格情報のお知らせについて

ピンク色の資格確認書は、8月1日以降はご使用できません。

今回の更新から、①8月1日時点で85歳以上の方、②①以外の方で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方*1には資格確認書が、それ以外の方には資格情報のお知らせが発行されるようになります。いずれも7月中にお手元に届く予定です。8月1日以降に医療機関等を受診する時は、新しい資格確認書（若草色）もしくはマイナ保険証を提示してください。また、資格情報のお知らせは、被保険者の方に現在の資格情報を通知するためのものであるため、お知らせのみでは医療機関等を受診できませんのでご注意ください。

※1 普段からご利用されていない方とは以下に該当しない方です。

- I 過去一年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- II おおむね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

資格確認書の交付申請について

資格情報のお知らせがお手元に届いた方であっても、マイナ保険証での医療機関等の受診が難しい場合は、保険福祉課にて資格確認書の交付申請が可能です。

「マイナンバーカード」を健康保険証として、ぜひお使いください

どないいいことあるの？

- ◎より良い医療が受けることができます。
正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。
- ◎窓口での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。
- ◎自身の健康管理に役立ちます
後期高齢者健康診査や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。



「限度額適用認定等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度区分が併記された資格確認書や、マイナ保険証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、医療機関等の窓口での限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をお持ちでない方は、事前に保険福祉課で資格確認書に限度区分を併記する申請をしてください。

なお、現在、限度区分が併記された資格確認書をお持ちの方で、引き続き資格確認書の交付対象の方については、申請なしで8月1日から利用可能な若草色の資格確認書を交付します。

「長期入院該当申請」について

限度区分が低所得Ⅱに該当する方については、入院日数が過去12か月で90日を超えると、食事代の負担をさらに減額することができます。保険福祉課にて申請が可能です。また、通常の限度額適用認定と異なり、マイナ保険証の利用状況にかかわらず、適用を受けるには必ず申請が必要です。

なお、8月1日以降も条件を満たしていると確認できた方については申請なしで長期入院該当者となりますが、負担区分が変動した方、入院日数が満たない方については、非該当となります。

再度条件を満たした際は、改めて申請が必要となるのでご注意ください。

保険料（医療分及び子ども分）について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

保険料は法令に基づき、医療分は2年ごと、子ども分は毎年見直されることとなっております。

1 保険料率（年間）

保険料率は県内均一です。医療分と子ども分では、保険料額の計算方法は同じですが、均等割額、所得割率、賦課限度額が異なります。

【令和8年度】

・医療分

$$\begin{array}{ccc} \text{被保険者均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 54,843\text{円} & & \text{(被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等)} \\ & & \times 9.53\% \\ \hline & = & \text{年間保険料額} \\ & & \text{(賦課限度額85万円)} \end{array}$$

・子ども分

$$\begin{array}{ccc} \text{被保険者均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 1,370\text{円} & & \text{(被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等)} \\ & & \times 0.25\% \\ \hline & = & \text{年間保険料額} \\ & & \text{(賦課限度額2万1千円)} \end{array}$$

2 保険料の計算方法

被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」があります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

医療分と子ども分を各々計算し、合計した額が保険料額となります。

3 保険料の軽減措置

(1) 所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

(医療分)

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7.2割	15,356円
43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	27,421円
43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	43,874円

(子ども分)

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	411円
43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	685円
43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	1,096円

ア 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います。（年度途中に資格取得された人は資格取得日）

イ 65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

ウ 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（医療分は7.2割軽減、子ども分は7割軽減。）が優先されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険福祉課にお知らせください。

4 保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

(1) 特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



(2) 普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(3) 納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の人は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、マイナ保険証もしくは資格確認書を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。（負担割合は資格確認書等に記載されています。）

一般及び低所得者	1割
一定以上の所得のある方	2割
現役並み所得者	3割

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

1 負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、負担が1割又は2割になります。

(1) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）……………383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円以上であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の全員の収入額が520万円未満

(2) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）……………520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

- 目的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。
- 対象者 8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人 ※一部除外者あり
- 送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送
8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送
- 受診期間 7月1日～11月30日まで
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



75歳からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。
- 対象者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和8年3月31日時点で75歳から80歳の方
- 送付スケジュール 7月下旬発送
- 受診期間 8月1日～11月20日まで
- 受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



医療費のお知らせについて

医療費のお知らせを後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。医療費のお知らせと照らし合わせてご確認いただく意味合いで、領収証は廃棄せずに保管しておいてください。

また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することもできます。詳しくは税務署にお問い合わせください。

医療費のお知らせを不要とされる方は、ご連絡ください。

○送付予定時期

- ・令和7年10月～12月診療分……………令和8年7月下旬送付予定
- ・令和8年1月～9月診療分……………令和9年1月下旬送付予定

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限り、そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。



あんま・マッサージの施術の保険給付申請について



筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あんま・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限り、そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、保険の対象となります。単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。

『療養費支給申請書』は、整骨院・接骨院が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

問い合わせ先

- ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
- 資格保険料グループ TEL 059-221-6883 給付健康グループ TEL 059-221-6884
- ・保険福祉課 TEL 377-5659

「こども町長体験」の参加者を募集します

これからの朝日町を担う子どもたちが、町長としての一日を体験することにより、町の仕事や課題、取り組みについて理解を深めるとともに、町政への関心と郷土への愛着を育むことを目的として「こども町長体験」を実施します。たくさんのご応募をお待ちしています。

●開催日

7月27日（月）
9時～11時30分（終了予定）

●場 所

朝日町役場

●対象者

町内在住の小学5・6年生

●募集人数

6名程度
（応募者多数の場合は抽選となります。）

●参加費

無料

●申込期間

6月1日（月）～6月17日（水）

●申込方法

持参又は申込みフォーム

■持参の場合

申込書に必要事項を記載の上、企画情報課へご持参ください。
（土曜日・日曜日・祝日を除く9時～16時30分）

■申込みフォームの場合

「LOGOフォーム」から申込みフォームの内容に従って、お申込みください。

URL：<https://logoform.jp/f/EHqhN>

二次元コード：



●留意事項

- ・当日は、必ず保護者の方による送迎をお願いします。
- ・当日の様子は、各種媒体（広報あさひ、町ホームページ、新聞、テレビ等）で掲載を予定しています。全てのメディア露出に承諾いただいた上でお申し込みください。
- ・自然災害等が発生した場合は、中止となることがあります。
- ・当日は、町の取り組みなどの説明を受けた後、政策立案体験として「私が町長になったら」をテーマとした発表を予定しています。
※ワークシートに基づき、発表用資料「私が町長になったら」を作成します。
- ・政策立案体験「私が町長になったら」の発表時に限り、保護者の方の見学・傍聴・写真撮影等が可能です。
※庁舎内において、スマートフォン等による写真撮影、動画撮影及びSNS等への無断掲載はご遠慮ください。
- ・申し込みをもって、本留意事項に同意したものとみなします。

●体験スケジュール（予定）

- 8：45～ 集合・事前説明
- 9：00～ 委嘱状交付・町長、副町長、教育長と名刺交換
- 9：10～ 町長室見学
- 9：30～ 管理職会体験
- 9：45～ 庁内巡回
- 10：15～ 議会挨拶・議長、副議長と名刺交換
- 10：30～ 政策立案体験「私が町長になったら」を発表
- 11：15～ 模擬決裁体験
- 11：30 終了予定

問い合わせ先 企画情報課 TEL 377-5663

朝日町議会定例会（一般質問）の録画放送のお知らせ

第2回朝日町議会定例会（6月議会）の一般質問の様子が次の日程で放送される予定です。



- ・ 6月16日（火） 19時～
- ・ 6月20日（土） 19時～（再放送）

※左記は予定です。変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

問い合わせ先

議会事務局 TEL 377-5656

放送チャンネルは、CCNet12（地デジ121ch）

朝日町生活者応援事業

ギフトカード（5,000円分）を受け取られていない世帯の方へ （受取期限は6月30日（火）まで）

朝日町生活者応援事業では、3月20日（金）から郵便局を通じて、令和8年1月1日において、朝日町の住民基本台帳に記録されている方を対象に「1人あたり5,000円分」のギフトカードを世帯ごとに、ゆうパックにて送付しています。

お届け時にご不在だった場合は不在連絡票を投函しておりますが、郵便局での保管期限は1週間となっております。保管期限を経過したものについては役場にてお預かりしております。

ギフトカードを受け取られていない世帯の方については、役場（企画情報課窓口）にて受け取っていただくか、お電話にて再送を依頼していただければ、ゆうパックにて最初に送付したご住所に送付いたします。なお、受取期限は**6月30日（火）**までとなっておりますので、期限内に必ずお受け取りいただきますようお願いいたします。

【役場（企画情報課窓口）にて受け取られる場合】

受取時間 平日9時～16時30分
※土日祝日は受け取りできません。
受取方法 窓口において身分証明書等の確認と受領書に署名をいただいた後、お渡しいたします。

問い合わせ先 企画情報課 TEL 377-5663

●世帯主または世帯員が受け取られる場合

窓口にお越しくださる方の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）をご持参ください。

●世帯主または世帯員以外の方（代理人）が受け取られる場合
委任状と代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）をご持参ください。委任状は任意の様式でも構いません。

【ご注意ください】

受取期限を過ぎると、ギフトカードはお受け取りできませんので、期限内に必ずお受け取りいただきますようお願いいたします。

令和
9年度

あさひ園入園申込みのお知らせ

あさひ園は、幼保一体化園として設立し、保育園児と幼稚園児を同一の施設で保育する就学前教育の施設です。

本園では、『令和9年度』の新入園児の申し込みの受付を7月から開始します。

詳しくは、7月号の広報あさひ並びに朝日町ホームページでお知らせします。

1 受付

7月から随時受付を行います。

2 受付場所

あさひ園 事務所窓口
〒510-8102 三重郡朝日町大字小向2068番地1 TEL 377-5671

3 申し込み手続き

(1) 仮申込み

仮申込みは、新規入園予定者数の把握と、入園申込書や提出書類等を案内するために「仮申込書」として申込みを行っていただくものです。

(2) 入園申込み

仮申込書の提出時に、「入園申込書」や手続きに必要なものをお渡しさせていただきます。

令和9年度の入園申込書の提出期限は、**10月30日（金）**です。

令和8年度のわかりやすい予算書が完成しました。

町の予算書は、分厚く、数字だらけでわかりにくいといわれています。

そのため、朝日町では、町民の皆様にご覧いただく内容をわかりやすくお伝えするために、『まちの家計簿－わかりやすい予算書－』を作成しました。

本書には、予算の成り立ちから令和8年度の主な取り組みまで、予算に関わることを幅広く掲載しております。

予算だけではなく、行政のしくみについて少しでも興味をもっていただけると幸いです。

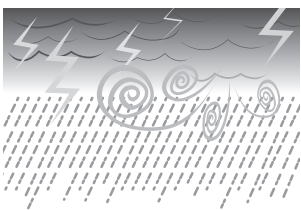
『まちの家計簿－わかりやすい予算書－』は町ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651

気象の警報などが大きく変わります

令和8年5月下旬から、気象庁が発表する警報や注意報の内容が変更されます。危険度が「レベル」で示され、避難のタイミングが分かりやすくなります。



【主な変更点と効果】

CHECK! 危険度がレベルで表示されます

変更点：警報や注意報に警戒レベルが付くようになります

効果：避難のタイミングが分かりやすくなります

CHECK! 危険な状況が明確になります

変更点：「危険警報」が新たに発表されます

効果：避難が必要な状況を判断しやすくなります

CHECK! 異常気象が速報で分かります

変更点：線状降水帯などを「気象防災速報」として発表します

効果：早い段階で危険を把握できます

【警戒レベルと気象情報の一覧】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



※本町では洪水予報河川がないため氾濫警報は発表されませんが、大雨警報を参考に早めの避難判断をお願いします。

【避難の目安】

- CHECK!** レベル3で高齢者等は避難
- CHECK!** レベル4で危険な場所から全員避難
- CHECK!** レベル5はすでに災害発生の可能性あり

最新の気象情報や町の防災情報を確認し、適切な避難行動をとってください。

情報の入手はこちら!

【朝日町防災アプリ (Sアラート)】



App Store からダウンロード

Google Play

【気象庁 キキクル】



キキクル 検索

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

浸水に備える! 『内水ハザードマップ』を全戸配布

朝日町では、大雨時の浸水に備えるため「内水ハザードマップ」を作成しました。浸水想定区域や発生のメカニズム、避難行動に関する情報を掲載しています。

このマップは、6月の広報あさひ配布にあわせて全戸配布しますので、各家庭で内容をご確認いただき、日頃からの備えにご活用ください。

なお、配布物は吊り下げ袋に入れてあります。現在お持ちのハザードマップもあわせて同じ袋に入れ、いざという時にすぐ確認できる場所に保管してください。

問い合わせ先 上下水道課 TEL 377-3334

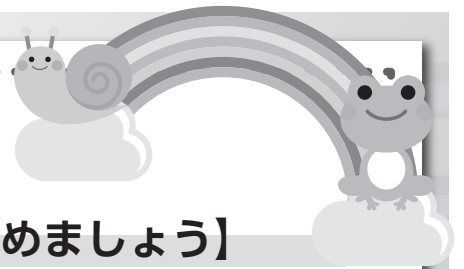


配布物

現行マップ

収納状態

国民年金のお知らせ



【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やスマートフォンアプリ、ねんきんネットを利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、広報・町民課へご相談ください。

※納付義務のある方とは、被保険者本人、その配偶者及び世帯主のことをいいます。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者は、30歳未満から**50歳未満に拡大**されています。

令和8年度の免除等の受付は令和8年7月1日から開始され、令和8年7月分から令和9年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、広報・町民課または年金事務所へご相談ください。

*マイナンバーカードを利用してマイナポータルからスマホで国民年金手続（年金加入、年金保険料免除・猶予、学生納付特例等）の電子申請ができます

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

介護付き老人ホーム エクセレントあさひ



ゼロ一度見学にお越し下さい!



- ★要介護1以上の方からご入居頂けます。
- ★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
- ★看取りについてもご相談ください。
- ★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」ぞくのように豊かな生活がテーマです～

医療法人 福島会

すべての人に微笑みを

—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 日々の様子をブログにて公開中

町営住宅 1部屋 入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

募集団地 町営住宅埋縄団地A棟 103号室（1階）

所在地 朝日町大字柿2905番地2

募集戸数 1戸（間取3DK） ※間取図参照

募集期間 6月1日（月）～7月14日（火）まで
（土、日曜日、祝日を除く）

受付時間 9時～16時30分まで

受付場所 管理サポート課

入居資格

- ・朝日町内に住所又は勤務場所を有すること。
- ・同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。
- ・現に住宅に困っていること。
- ・公営住宅法に定める収入基準を満たしていること。
- ・入居者及び同居しようとする親族が町税等を滞納していないこと。

※その他詳細な要件は申込書をお渡しの際に説明します。

選考方法

朝日町営住宅管理条例に基づき選考し、適格申込者多数の場合は公開抽選とします。

公開抽選は、本人又は同居親族が参加しなければ失格となります。

入居時期

7月末ごろから入居可能

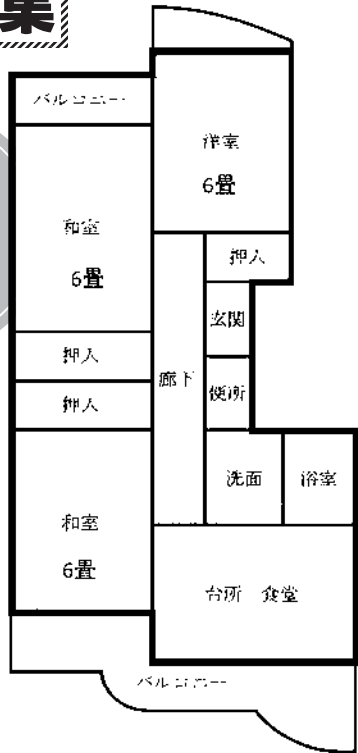
その他

申込用紙は6月1日（月）から管理サポート課でお渡しします。

問い合わせ先

管理サポート課 TEL 377-5195

町営住宅
103号室
間取図



マイナンバーカード 臨時窓口について

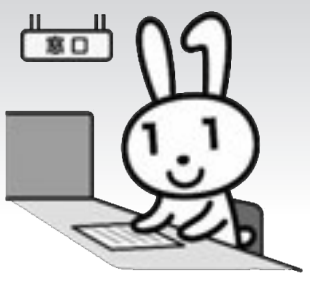
次のとおり、臨時窓口を開設します。
マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書の更新などの手続きができます。
なお、臨時窓口はすべて予約制です。
予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。

予約・問い合わせ先
広報・町民課 TEL 377-5653

【休日臨時窓口】

7月12日（日）
9時～13時
（最終の受付は12時45分）

- ※予約や予約の変更は、事前（直近の役場開庁日まで）に連絡をお願いします。（当日の予約は受け付けていません。）
- ※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。
- ※平日は9時～16時15分の間で予約を受け付けています。
- ※電子証明書の更新には、マイナンバーカードとマイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です。



6月23日から29日は 男女共同参画週間です 「あなたらしさが、社会のチカラ」

毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。
職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞ

れの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。



まちの話題

第32回 生命(いのち)の駅伝

がんは2人に1人が発病する国民病になっています。予防・発見・治療再発防止、対がん研究は日進月歩向上しているにも関わらず、半世紀以上、死亡原因の1位です。

「生命の駅伝」はがん研究を支援し続けて32年目を迎え、100件を超えるがん研究を支援しています。今年もがん研究を支援し、がん患者とその家族を応援するため、5月9日(土)～5月30日(土)にかけて啓発と募金活動を行いながら、三重県内を走りました。

朝日町へは、5月19日(火)に到着し、募金箱の贈呈を行いました。



なんでも掲示板



「北勢地域若者サポートステーション」のご案内

「働きたいけど、どうしたらよいか分からない」「働きたいけど自信が持てず一歩が踏み出せない」など働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方の「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」の就労を全面的にバックアップする支援機関です。

当町では、北勢地域若者サポートステーションの出張相談を役場にて毎月第4水曜日10時～12時に実施しております。

ご利用の際は、北勢地域若者サポートステーションに直接お電話の上ご予約ください。

本人だけでなく、ご家族からの相談もお受けいたします。

なお、今月の相談については以下の通りです。

◆北勢地域若者サポートステーション出張相談in朝日(費用無料・要予約)

内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15～49歳で無職の方(ご家族・関係者・在学中でも可)

日時：6月24日(水) 10時～12時

場所：朝日町役場 1階 相談室

問合せ・予約先：北勢地域若者サポートステーション
TEL 359-7280

危険物安全管理強調月間実施

危険物災害を無くそう

四日市市消防本部予防保安課

(TEL: 356-2010 FAX: 356-2041)

「つかみ取れ! めざす無事故の頂を」
6月は危険物安全管理強調月間です。

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を行っています。

■ガソリンの給油について

ガソリンは気化しやすく、静電気等の火花でも引火して爆発的に燃焼します。セルフスタンドにおいて給油する際は、必ず静電気除去シートに触れてから給油し、たばこやライターな



ど火気は絶対に使用しないでください。また、セルフ給油所での顧客自身による携行缶へのガソリンの詰め替えは禁止されています。

■ガソリン携行缶の取扱いに注意

ガソリンの入った携行缶内は内圧が高まっていることがあるため、フタを開ける前に必ずエア調整ネジでガス抜きを行い、吹きこぼれに注意してください。

■消毒用アルコールの危険性について

消毒用アルコールには、危険物に該当するものがあり、蒸発すると可燃性のガスを発生します。ライターなどの火源があると燃えるおそれがありますので、たばこやガスコンロなどの火の近くで消毒用アルコールを使用することは避けましょう。

CCNet

あなたの地区の
身近な情報を
募集しています

地域密着番組を放送中

CCNetチャンネル
朝日町のことがもっと好きになる
街の身近な情報をたっぷり
お届けしています。

防災・防犯情報をチェック

安全安心
123ch
チャンネル
朝日町

TVもNETも電話もCCNet

0120-441061

ご相談お待ちしています
9:00～18:00(日・祝除く)

有料広告掲載欄



生活カレンダー

各施設等のマーク

♥ 保健福祉センター

🗑️ ごみ出しの日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
朝日町LINE公式アカウント くらしに役立つ情報を配信！ 友だち登録はコチラ				11 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談	12 🗑️ 一般	13 ♥ パパママ教室
14	15 🗑️ 粗大(小向)	16 🗑️ 一般 ♥ アフターピクス	17 🗑️ 再生(新聞紙等) ♥ すくすく相談	18 🗑️ 埋立 ♥ すくすく相談 ♥ のびのび相談	19 🗑️ 一般 ♥ のびのび相談 ♥ 育児相談	20
21	22 🗑️ 粗大(埋縄)	23 🗑️ 一般	24 ♥ すくすく相談	25 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談	26 🗑️ 一般	27
28	29	30 🗑️ 一般	1 (7月) 🗑️ 再生(雑誌等) ♥ すくすく相談	2 🗑️ 埋立 ♥ 3歳6か月健診 ♥ のびのび相談	3 🗑️ 一般	4
5	6	7 🗑️ 一般 ♥ 離乳食教室(前期)	8	9 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談	10 🗑️ 一般	



* 6月15日(月)は、小向地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。
* 6月22日(月)は、埋縄地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。

健康事業内容

名称	日	時間	内容	お問い合わせ
パパママ教室	13	10:00~11:30	妊婦とその配偶者などの家族を対象とした、パパの妊婦体験や沐浴指導、妊娠中や分娩に関するお話等の教室(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	
アフターピクス	16	10:00~11:30	生後2ヶ月~6ヶ月の産婦とその赤ちゃんを対象としたダンスインストラクターによる産後エクササイズ等の教室(要予約 先着12組) 持ち物: 汗拭きタオル、バスタオル、飲み物	
離乳食教室(前期)	7/7	10:00~11:30	3~5か月児を対象とした管理栄養士による初期・中期の離乳食の講話と試食ができる教室。(要予約) 持ち物: 試食用スプーン	子育て健康課 TEL:377-5652
育児相談	19	予約制	子どもの身体計測、保健相談、栄養相談(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	
すくすく相談	17, 19, 24, 7/1	予約制	「ことばが遅い」、「コミュニケーションがとりにくい」、「吃音や発音が気になる」など、言語聴覚士による子どもの言葉の発達に関する相談(要予約)	
のびのび相談	11, 18, 25, 7/2,9	予約制	臨床心理士による子どもの発達検査の実施や「おちつきがない」「関わり方がわからない」などの子どもの発達に関する相談(要予約)	
精神福祉相談	随時		相談支援センターの相談員が相談を受けます。	ソシオ TEL:345-9016 HANA TEL:320-2761
障がい者の就職相談	随時		四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。	TEL:354-2550
知的障がい福祉相談	随時		相談支援事務所が相談を受けます。	陽だまり TEL:328-5881 ブルーム TEL:329-5657
DV相談・女性の悩みごと相談	随時		北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。	TEL:352-0557
虐待相談	随時		北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。	TEL:347-2030
(一社)四日市薬剤師会薬剤師による「お薬相談」	毎月第3土曜日 14時~16時		病院で処方してもらった薬・市販薬・健康食品・機能性食品・サプリメント・漢方薬等について電話・対面相談を受けます。	四日市市本町9-8 本町プラザ5階 TEL:350-3925

朝日町食生活改善推進協議会 キッキングプラザ

蒸し大豆ケーキ

大豆は骨粗鬆症予防に効果があるといわれているインフラボンを多く含んでいます。



材料(4人分)

蒸し大豆	20g
ホットケーキミックス	80g
ミルクココア	10g
牛乳	100ml

作り方

- ①ボウルにすべての材料を入れよく混ぜる。
- ②マフィン型に入れ、蒸気の上があった蒸し器で15分蒸す。串をさして生地が、ついてこなければ出来上がり。

1人分の栄養価

エネルギー	たんぱく質	脂質	塩分
107kcal	3.2g	2.2g	0.3g

広報無線がきこえにくいときは…
0120-251165(通話無料フリーアクセス)
※最新の放送のみ聞くことができます。

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよく確認の上、お間違いのないようおかけください。



リサイクル運動(6/17(水))

(祝日、雨天の場合は翌日)

収集場所 保健福祉センター駐車場
(9時~13時まで)
出張場所 柿公民館
(10時~10時30分まで)